

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年2月10日

京都市長 門川大作

京都市規則第62号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会事務局の項中

「

京都まなび の街 生き 方探求館	企画推進室	庶務を担当する担当課長補佐 又は担当係長
------------------------	-------	-------------------------

を削り、

」

同表教育委員会の所管に属する教育機関の項中

「

総合教育センター	研修課庶務係長
----------	---------

を

」

「

総合教育センター	研修課庶務係長
京都まなびの街生き方探究館	庶務を担当する担当課長補佐 又は担当係長

に改める。

」

附 則

この規則は、平成21年2月12日から施行する。

(会計室)